

令和7年度A重油購入単価契約書(案)

| | |
|--------|----------------------------|
| 品目及び数量 | A重油 予定数量 40,900 リットル |
| 契約単価 | 金 円/リットル (消費税及び地方消費税は含まない) |
| 契約期間 | 令和7年11月1日～令和8年3月31日 |
| 納入場所 | 福島県立宮下病院 |
| 契約保証金 | 免除 もしくは 金 円 |

上記物品の購入について、発注者「福島県立宮下病院」を甲とし、受注者「」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の契約単価をもって、甲の指示する期限内に甲の指示する場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、契約の期間中は同一単価で納入しなければならない。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書により、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けたときは、乙に立会を求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

4 甲は、必要に応じ随時成分検査を行うものとし、その検査に要する費用は乙の負担とする。

(不合格品の引取り又は取り替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲の検査の結果合格と認め、その引渡しを受けたときに、乙から甲に移転するものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間、乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因により生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に、納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに

に当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に、年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。
（天災地変、不可抗力等による無償延期等）

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により期限内に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めるときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなくこれを承認するものとする。

（代金の請求及び支払）

第9条 乙は、各月毎の納入済数量について、納品書及び支払請求書を作成し、翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

3 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の110（10%は消費税及び地方消費税の額）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）とする。

（甲の解除権及び違約金）

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第12条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として予定数量から購入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときには、乙は甲が算定する損害額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれ

を受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更)

第 11 条 当該契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が不相当と認められた場合は、甲、乙協議して契約単価を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 10 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて得た額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 14 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 16 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(電子契約の場合における契約の効力の発生)

第 17 条 本契約案件が電子契約において締結される場合において、本契約案件への甲と乙の電子署名日が、契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあつても、契約の効力は契約書に定める履行開始日から生じるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150
氏 名 福島県立宮下病院
院長 横山 秀二

乙 住 所
氏 名

仕 様 書

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 品 名 | 令和7年度A重油購入単価契約 |
| 2 | 規 格 等 | A重油 予定数量 40,900 リットル |
| 3 | 納 入 場 所 | 福島県立宮下病院 |
| 4 | 納入の条件 | 特になし |
| 5 | 契 約 期 間 | 令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日 |
| 6 | そ の 他 | 特になし |